

# 令和7年度 物価高対応子育て応援手当フローチャート

Q1 あなた（支給対象者）は、次の対象児童の保護者ですか

▶対象児童

- ① 令和7年9月分（※令和7年9月出生児は10月分）の児童手当支給対象となる児童
- ② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童 ⇒②の方はQ5へ

はい

いいえ

Q2 令和7年9月分（新生児は10月分）の児童手当を、箕輪町（公務員の方は所属庁）から支給されましたか

はい

いいえ

Q3 あなたは公務員ですか

いいえ

はい  
公務員の方  
はこちら

Q4 次のいずれかに該当しますか

- ・ 令和7年10月1日以降に出生した児童がいる
- ・ 令和7年10月1日以降に、離婚（調停中等を含む）により新たに児童手当の受給者となった

はい

いいえ

Q5 児童手当の認定請求手続きは済んでいますか

▶公務員の方はこども未来課へお問合せください

はい

いいえ

申請不要です

こども未来課へ  
お問合せください

原則申請不  
要です※3

申請手続  
きが必  
要です

9月分児童手当を  
支給した市町村  
等へお問い合わせ  
ください※2

原則支給対  
象外です※1

※1 申請により対象となる場合があります。箕輪町役場こども未来課へお問い合わせください。

※2 児童手当の未申請・申請遅れ・現況届未提出等の場合でも、申請により令和7年9月30日時点で支給要件を満たすと判断できれば、応援手当を受給できる場合があります。

※3 辞退・口座変更を希望する場合は届出が必要です。

～ 上記に該当しない方やご不明な点がある場合は、箕輪町役場こども未来課までお問い合わせください ～